

島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター規則

(平成25年島大規則第28号)

(平成25年3月14日制定)

[平成30年3月20日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学研究・学術情報機構規則（平成25年島大規則第25号。以下「機構規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリーセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、汽水域を中心とする河口沿岸域（以下「エスチュアリー」という。）及びそれに影響を与える河川流域の自然・人文・社会環境の研究等及びエスチュアリーに関する総合的かつ学際的な研究を推進し、島根大学（以下「本学」という。）の教育研究活動及び学術交流の活性化を図るとともに、その研究成果を公表することにより、地域社会の発展及び国際学術交流の振興に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 エスチュアリーに関連する調査及び研究に関すること。
- 二 エスチュアリーに関連する共同研究及び受託研究に関すること。
- 三 エスチュアリーに関連する国際共同研究に関すること。
- 四 学生に対する教育及び研究指導に関すること。
- 五 諸機関との学術交流及び情報交換に関すること。
- 六 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(部門)

第4条 センターの業務を円滑に実施するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 環境変動解析部門
- 二 流動解析部門
- 三 水圏生態研究部門

(分室)

第5条 センターに教育及び研究を効率的に実施するため、中海分室（以下「分室」という。）を置く。

2 分室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 機構規則第7条第1項の規定に基づき、センターを担当する専任教員
- 四 その他必要な職員

2 センターに必要に応じて兼任教員、客員研究員及び協力研究員を置くことができる。

3 兼任教員、客員研究員及び協力研究員に必要な事項は、第9条に規定するセンター運

営会議において定める。

(センター長)

第7条 センター長の選考は、機構規則第8条第1項に規定する島根大学研究・学術情報機構管理委員会（以下「管理委員会」という。）の議を経て、島根大学研究・学術情報機構長の推薦に基づき、学長が行う。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第8条 副センター長の選考は、管理委員会の議を経て、島根大学研究・学術情報機構長の推薦に基づき、学長が行う。

2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。

(センター運営会議)

第9条 センターの業務の円滑な企画及び実施を図るとともに、センターの運営に関する事項を審議するためセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第3条に規定する業務に関すること。
- 二 センターの予算及び決算に関すること。
- 三 専門委員会等の設置に関すること。
- 四 その他島根大学研究・学術情報機構長から付託されたこと。

3 センター運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 本学職員でエスチュアリー研究に関し高い識見を有する者 6名以内
- 四 機構規則第7条第1項の規定に基づき、センターを担当する専任教員
- 五 その他センター長の申出に基づき、島根大学研究・学術情報機構長が必要と認めた者

4 前項第3号の委員は、島根大学研究・学術情報機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

5 第3項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 センター運営会議は、センター長が招集し、議長はセンター長をもって充てる。

7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

8 センター運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。

9 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 センター運営会議が必要と認めたときは、センター運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(研究推進協議会)

第10条 センターに、センターの研究を推進するため、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター研究推進協議会(以下「研究推進協議会」という。)を置く。

2 研究推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会等)

第11条 センターの専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、センター運営会議において定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、企画部地域連携・研究協力課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 島根大学汽水域研究センター規則(平成16年島大規則第134号)

二 島根大学汽水域研究センター管理運営委員会規則(平成20年島大規則第6号)

三 島根大学汽水域研究センターの兼任教員に関する規則(平成21年島大規則第10号)

四 島根大学汽水域研究センターの客員研究員及び協力研究員に関する規則(平成16年島大規則第137号)

五 島根大学汽水域研究センター研究推進協議会規則(平成16年島大規則第138号)

3 学長は、第7条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学汽水域研究センター長であった者をセンター長として任命するものとする。

4 学長は、第8条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学汽水域研究センター副センター長であった者を副センター長として任命するものとする。

附 則(平成28年3月15日一部改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日一部改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。